

欧州 RoHS 指令対応部品の仕様について

1. 適用

日本キャリア（株）へ納入する部品の仕様書又は図面などに記載された「RoHS 対応」、「RoHS 適合」、「RoHS 準拠」、「RoHS compliant」の文言は、以下の第 2 項に規定する要求仕様を満足することを意味します。

2. 特定有害物質の含有制限

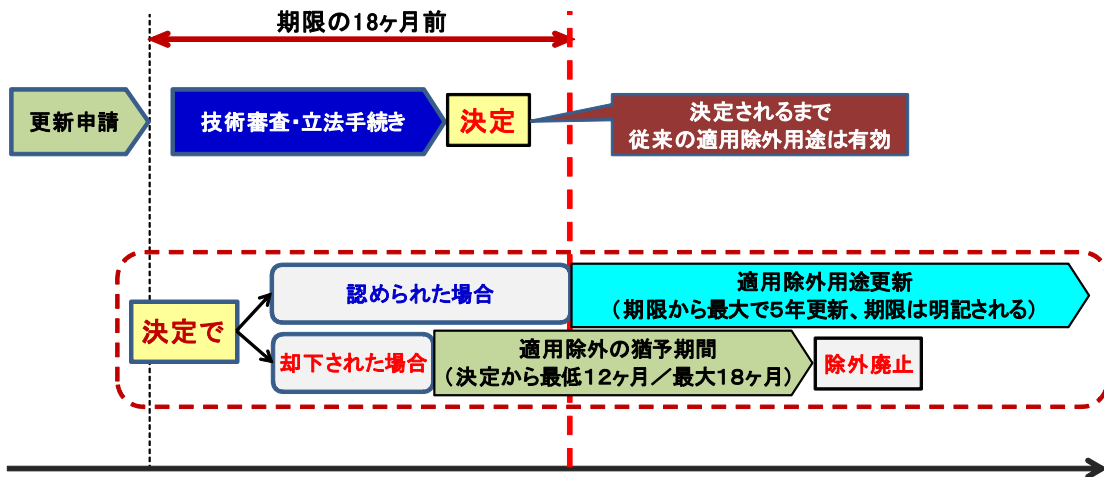
下表に示す特定有害物質において、含有量は納入品のどの部分をとってもその部分における濃度が閾値以下であること。ただし、第 3 項にて欧州 RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

管 理 物 質	閾値濃度	管 理 物 質	閾値濃度
鉛	1,000ppm	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） （DEHP）	1,000ppm
水銀	1,000ppm		
六価クロム	1,000ppm	フタル酸ジブチル（DBP）	1,000ppm
ガドミウム	100ppm	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	1,000ppm
ポリ臭素化ビフェニル類(PBB 類)	1,000ppm	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	1,000ppm
ポリ臭素化ジフェニルエーテル類 （PBDE）	1,000ppm		

3. 欧州 RoHS 指令の適用除外について

RoHS 指令の適用除外項目は、適宜見直され適用期限は最大 5 年です。この間に回避できる代替技術がない等の理由がある場合は欧州委員会への更新申請が可能であり、現在欧州委員会への更新申請手続きがされているものもあります。認められた場合は、適用除外期限は最大 5 年延長されますが、却下された場合は、猶予期間をもって適用除外が廃止されます。

【適用除外用途更新手続き】



空調機に関係が多いもので更新申請手続きがされているものの例を以下に示します。期限延長が却下された場合は、猶予期間をもって適用除外用途が廃止されます。

その他の適用除外項目含め最終判断の際は下記 RoHS 指令公式サイトで最新情報を確認願います。

https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm

No.	適用除外用途
6(a)	合金成分として、機械加工用の鋼材および亜鉛めっき鋼材に含まれる 0.35wt%までの鉛
6(a)- I	機械加工用の鋼材中に合金成分として含まれる 0.35wt%の鉛およびバッチ式の溶融亜鉛めっき鋼材製品中に含まれる 0.2wt%までの鉛
6(b)	合金成分としてアルミ材に含まれる 0.4wt%までの鉛
6(b)- I	鉛を含有するアルミニウムのスクラップをリサイクルして得られたアルミニウムに合金成分として含まれる 0.4wt%までの鉛
6(b)- II	機械加工用のアルミニウムに合金成分として含まれる 0.4wt%までの鉛
6(c)	銅合金に含まれる 4wt%までの鉛
7(a)	高融点はんだ（すなわち鉛含有率が 85wt%以上の鉛ベースの合金）に含まれる鉛
7(c)- I	電気電子部品中のコンデンサ中の誘電体セラミック以外（例えば圧電素子）のガラスまたはセラミック、またはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に含まれる鉛
8(b)- I	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 <ul style="list-style-type: none"> ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ ・定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ